

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年3月26日

水曜日

第 3742 号

目 次

条 例

○富山県附属機関条例	4
○富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例	6
○富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	7
○富山県薬事審議会条例の一部を改正する条例	22
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	23
○富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	24
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	25
○知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	28
○富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	29
○富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例	30
○富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	
○富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	
○富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	31
○富山県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	
○富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	32
○富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例	
○富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	33
○行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例	37
○富山県民文化条例の一部を改正する条例	50
○富山県民会館条例の一部を改正する条例	
○富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例	51
○富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	

63

○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	81
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	84
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	86
○富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	90
○富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例	
○富山県工業技術センター条例の一部を改正する条例	91
○富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例	94
○富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例	
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県森づくり条例の一部を改正する条例	96
○富山県道路占用料条例の一部を改正する条例	97
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	
○富山県営住宅条例の一部を改正する条例	101
○市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	102
○富山県立高等学校的授業料等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例	104

~~~~~  
**条 例**  
 ~~~~~

富山県附属機関条例、富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例、富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、富山県薬事審議会条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員定数条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例の一部を改正する

条例、富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例、富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例、富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例、富山県民文化条例の一部を改正する条例、富山県民会館条例の一部を改正する条例、富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例、富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、富山県障害者サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例、富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例、富山県工業技術センター条例の一部を改正する条例、富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例、富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県森づくり条例の一部を改正する条例、富山県道路占用料条例の一部を改正する条例、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例、富山県営住宅条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例及び富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成26年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第 2 号**富山県附属機関条例**

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)**1 知事の附属機関**

名称	所掌事務	委員の定数
富山県公共事業評価委員会	県が実施する公共事業の評価について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
とやま21世紀水ビジョン推進会議	県の水資源対策に係る計画の策定及び当該計画の実施の推進並びに水源地域の保全に関する重要な事項の調査審議に関する事務	20人以内
富山県産業廃棄物処理施設審査会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2第3項（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	10人以内
新川地域医療推進対策協議会	魚津市、黒部市、入善町及び朝日町を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実	25人以内

	施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	
富山地域医療推進対策協議会	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
高岡地域医療推進対策協議会	高岡市、氷見市及び射水市を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
砺波地域医療推進対策協議会	砺波市、小矢部市及び南砺市を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
富山県歯科技工士国家試験委員会	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定による歯科技工士国家試験の実施に関する事務	10人以内
富山県健康づくり県民会議	県の健康増進計画の策定、当該計画の実施の推進その他健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内
富山県自殺対策推進協議会	県の自殺対策に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他自殺対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	21人以内
富山県周産期保健医療協議会	県の周産期保健医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他周産期保健医療に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	14人以内
富山県肝炎認定協議会	富山県肝炎治療特別促進事業の対象となる者の認定について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
富山県科学技術会議	県の科学技術の振興に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	25人以内

富山県入札監視委員会	県が発注する建設工事に係る入札及び契約の手続の運用に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	5 人以内
富山県入札契約適正化検討委員会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約に関する制度の適正化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7 人以内
富山県特定調達苦情検討委員会	県が行う調達であって、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 4 の政府調達に関する協定の対象となるものに關係する供給者からの苦情について調査審議する事務	3 人

2 教育委員会の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数
富山県転任等審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2 第1項及び第4項の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2 第2項の規定による判断に関し、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及び教育委員会に対して答申する事務	10 人以内

(人 事 課)

富山県条例第3号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。

区域	定数（人）
高岡市	375
魚津市	121

氷見市	145
滑川市	73
黒部市	111
砺波市	104
小矢部市	80
南砺市	155
射水市	213
中新川郡舟橋村	7
中新川郡上市町	59
中新川郡立山町	77
下新川郡入善町	72
下新川郡朝日町	59

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第4号

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 運営に関する基準（第 7 条—第33条）
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（1） その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次号及び第33条において「暴力団員等」と総称する。)がある法人

- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければな

らない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第 3 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第 3 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第 3 項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 8 条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 9 条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 10 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 11 条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力をを行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏ま

えて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものと除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を

行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用についても居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面

接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、利用者の同意を得た上で、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付しなければならない。ただし、主治の医師が交付を希望しない場合は、この限りでない。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その

他の便宜の提供を行うものとする。

- (14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第 3 号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション

等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて隨時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の23第3項の規定により指定介護予

防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の従業者の任用の際ににおける職責、職務内容等の要件を書面をもって定め、当該指定居宅介護支援事業所の全ての従業者に周知するよう努めるものとする。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
- (事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
 - (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第29条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (暴力団員等の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業者の役員及び指定居宅介護支援事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第34条 第3条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と、前条第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(高齢福祉課)

富山県条例第5号

富山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

富山県薬事審議会条例（昭和36年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(専門部会及び専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮つて定める。
- 3 専門部会は、委員及び専門委員で組織する。
- 4 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、第

- 4 条第 1 項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。
- 5 専門部会に専門部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 6 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 7 専門部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員又は専門委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(くすり政策課)

富山県条例第 6 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第28項を削り、同表第28の 2 項を同表第28項とする。

別表第 3 第 9 項を削り、同表第 9 の 2 項を同表第 9 項とし、同表第14項を次のように改める。

14 削除

別表第 4 第 1 項中「第 9 の 2 項」を「第 9 項」に改め、同表第27の 2 項第32号中「第 5 号」を「同項第 5 号」に改め、同項中第39号及び第40号を削り、第41号を第39号とし、第42号から第45号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第28項を削り、同表第28の 2 項を同表第28項とする改正規定、別表第 3 第 9 項を削り、同表第 9 の 2 項を同表第 9 項とする改正規定及び別表第 4 第 1 項の改正規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第 7 号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部
を改正する条例

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県
条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第7条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に
次の2条を加える。

（指定管理候補者選定委員会）

第7条 知事等は、第4条又は第5条第1項の規定により指定管理候補者を選定す
るため、指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに置くものとする。

ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 選定委員会は、委員5人以上10人以内で組織する。

4 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者及び県職員のうち
から、知事等が任命する。この場合において、県職員である委員の数は、委員の
総数の半数以上であってはならない。

5 委員の任期は、任命の日から第14条の規定による指定の告示の日までとする。

6 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

7 委員長は、県職員である委員以外の委員のうちから互選する。

8 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

9 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理す
る。

11 選定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

12 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、規則等で
定める。

（指定管理者評価委員会）

第8条 知事等は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等につい
て、適時に評価させるため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）
を置く。

- 2 評価委員会は、委員3人以上8人以内で組織する。
- 3 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者のうちから、知事等が任命する。
- 4 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。
- 5 前条第2項及び第6項から第12項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、同条第7項中「県職員である委員以外の委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

富山県条例第8号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「904人」を「915人」に、「2,858人」を「2,853人」に、「581人」を「579人」に、「8,448人」を「8,452人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第9号

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで」を「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで」に、「100 分の17」を「100 分の15」に、「100 分の12」を「100 分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4 月 1 日」を「平成26年 4 月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）第10条の 2 第 2 項第 6 号に定める支給割合から 100 分の 2 を減じた割合とする」に改める。

第 2 条第 1 項中「平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで」を「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで」に、「100 分の12」を「100 分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4 月 1 日」を「平成26年 4 月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「給与条例第10条の 2 第 2 項第 6 号に定める支給割合から 100 分の 2 を減じた割合とする」に改める。

第 3 条第 1 項中「平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで」を「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで」に、「100 分の12」を「100 分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4 月 1 日」を「平成26年 4 月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「給与条例第10条の 2 第 2 項第 6 号に定める支給割合から 100 分の 2 を減じた割合とする」に改める。

第 4 条第 1 項中「平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで」を「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで」に、「100 分の12」を「100 分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4 月 1 日」を「平成26年 4 月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「給与条例第10条の 2 第 2 項第 6 号に定める支給割合から 100 分の 2 を減じた割合とする」に改める。

（富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正）

第 2 条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで」を「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで」に、「（地方公務員法

(昭和25年法律第261号)第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により採用された職員(次項において「臨時的任用職員等」という。)を除く。)及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年富山県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。)第2条から第4条まで又は富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条の規定により採用された」を「のうち次に掲げる」に改め、「、任期付職員条例第7条及び第9条第2項並びに任期付研究員条例第5条」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 富山県立大学長並びに給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当するものとして規則で定めるもの 100分の3
- (2) 紙与条例第8条の規定により管理職手当を支給される職員(前号に掲げる職員及び紙与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるものを除く。) 100分の2

第1条第2項を削る。

第2条中「平成20年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「任期付職員条例」を「富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年富山県条例第2号)」に、「任期付研究員条例」を「富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号)」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は平成17年改正条例附則第12条」を削り、「100分の3」を「100分の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第10号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 18 平成26年4月1日において38歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第7条第1項又は富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第5条第1項若しくは第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第4条第3項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 19 勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 20 勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員に対する附則第18項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 21 平成26年4月1日以降に単純労務職員から職員となつた者のうち、その者の受ける給料月額が平成24年3月31日に受けていた給料月額と富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年富山県規則第19号）第2条の規定による改正前の富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を

改正する規則（平成18年富山県規則第60号）附則第5項又は第6項の規定による給料の額から当該額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。）を減じた額との合計額に達しない者については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年富山県条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項各号列記以外の部分中「額」の次に「から当該差額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。）を減じた額に相当する額」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（人事課）

富山県条例第11号

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

富山県条例第12号

富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例（昭和39年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」の次に「日本電信電話株式会社の株式1万株並びにこれらの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（厚生企画課）

富山県条例第13号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の9」を「100,000分の44」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出として「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（基金の処分の特例）

2 第7条の規定にかかわらず、基金は、当分の間、法附則第14条の2に規定する事業の財源に充てる場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（厚生企画課）

富山県条例第14号

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年5月31日」を「平成27年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第15号

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(7) 不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に係る経済的負担の軽減を図る事業の財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童青年家庭課)

富山県条例第16号

富山県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

富山県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(健 康 課)

富山県条例第17号

富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

富山県消費者行政活性化基金条例（平成21年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(県民生活課)

富山県条例第18号

富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の創出」の次に「、生活困窮者に対する自立の支援」を加える。

附則第2項中「平成27年6月30日」を「平成28年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(労働雇用課)

富山県条例第19号

富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例の一部を改正する條

例

富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(基金の処分の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教・県立学校課)

富山県条例第20号**富山県手数料条例の一部を改正する条例**

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の項中「海外渡航者無犯罪証明手数料」を「犯罪経歴証明手数料」に改め、同表の27の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表の123の項中「7,190円」を「7,400円」に、「4,510円」を「4,640円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「850円」を「880円」に、「129,500円」を「133,200円」に、「45,500円」を「46,800円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「59,000円」を「60,700円」に、「3,940円」を「4,050円」に改め、同表の144の項中「2,450円」を「2,520円」に改め、同表の145の項中「420円」を「430円」に、「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の178の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表の178の2の項中「7,200円」を「7,600円」に改め、同表の178の3の項中「146,200円」を「154,100円」に、「128,500円」を「135,400円」に、「57,400円」を「60,400円」に、「92,900円」を「97,900円」に改め、同表の178の4の項中「4,400円」を「4,600円」に改め、同表の178の5の項中「135,000円」を「142,300円」に、「112,800円」を「118,800円」に、「46,100円」を「48,500円」に、「68,300円」を「71,900円」に改め、同表の179の項中「11,000円」を「11,600円」に改め、同表の180の項中「73,400円」を「77,300円」に、「69,400円」を「73,100円」に、「29,400円」を「30,800円」に、「34,800円」を「36,600円」に改め、同表の181の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の182の項中「50,400円」を「53,000円」に、「47,600円」を「50,100円」に、「20,200円」を「21,100円」に、「22,200円」を「23,300円」に改め、同表の183の項中「66,000円」を「69,500円」に、「62,400円」を「65,700円」に、「18,100円」を「18,900円」に、「31,200円」を「32,700円」に改め、同表の188の項を次のように改める。

188 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認の申請に対する審査	医薬品製造販売承認申請手数料	(1) 医療用医薬品に係るもの 206,100円 (2) その他の医薬品に係るもの 73,100円
	医薬部外品製造販売承認申請手数料	(1) 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品に係るもの 73,100円 (2) その他の医薬部外品に係るもの 35,800円
	医療機器製造販売承認申請手数料	106,900円

別表第1の188の2の項中「47,700円」を「50,200円」に、「28,100円」を「29,500円」に、「13,100円」を「13,700円」に、「101,800円」を「107,200円」に、「2,050円」を「2,170円」に、「71,100円」を「74,900円」に、「1,020円」を「1,070円」に、「38,300円」を「40,300円」に、「340円」を「360円」に改め、同表の190の項を次のように改める。

190 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認事項一部変更承認の申請に対する審査	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(1) 医療用医薬品に係るもの 98,800円 (2) その他の医薬品に係るもの 31,700円
	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(1) 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品に係るもの 31,700円 (2) その他の医薬部外品に係るもの 21,400円
	医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	63,600円

別表第 1 の 190 の 3 の項及び 192 の項中「2,900 円」を「3,000 円」に改め、同表の 196 の 2 の項中「第36条の 4 第 1 項」を「第36条の 8 第 1 項」に改め、同表の 196 の 3 の項中「第36条の 4 第 2 項」を「第36条の 8 第 2 項」に改め、同表の 196 の 6 の項中「69,400円」を「73,100円」に改め、同表の 196 の 7 の項中「47,600円」を「50,100円」に改め、同表の 196 の 8 の項中「17,500円」を「18,300円」に改め、同表の 196 の 9 の項中「47,700円」を「50,200円」に、「28,100円」を「29,500円」に、「13,100円」を「13,700円」に、「101,800円」を「107,200円」に、「2,050円」を「2,170円」に、「71,100円」を「74,900円」に、「1,020円」を「1,070円」に、「38,300円」を「40,300円」に、「340円」を「360円」に改め、同表の 210 の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の 212 の 5 の項中「24,000円」を「35,000円」に改め、同表の 213 の 4 の項を同表の 213 の 5 の項とし、同表の 213 の 3 の項を同表の 213 の 4 の項とし、同表の 213 の 2 の項を同表の 213 の 3 の項とし、同表の 213 の項の次に次のように加える。

213 の 2 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の 2 の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	2,400 円
--	----------------	---------

別表第 1 の 220 の 7 の項中「2,000 円」を「2,060 円」に、「400 円」を「410 円」に改め、同表の 221 の項中「9,250 円」を「9,510 円」に、「300 円」を「310 円」に、「6,890 円」を「7,080 円」に、「12,480 円」を「12,840 円」に、「6,900 円」を「7,090 円」に、「1,370 円」を「1,410 円」に、「2,760 円」を「2,840 円」に、

放射能試験（測定）手数料	実費を勘案して知事が定める額
--------------	----------------

を

放射能試験（測定）手数料	(1) 食品中のセシウム（放射性物質のうち、セシウム 134 及びセシウム 137 をいう。）に
--------------	--

		係るもの 1 検体につき 22,000 円 (2) その他のもの 実費を勘案して知事が定める額
--	--	--

に、「3,400 円」を「3,500 円」に、「8,200 円」を「8,400 円」に、「15,000 円」を「15,400 円」に、「32,500 円」を「33,400 円」に改め、同表の 235 の項中「16,500 円」を「17,900 円」に改め、同表の 252 の項中「104,380 円」を「110,600 円」に改め、同表の 276 の項中「36,000 円」を「37,000 円」に改め、同表の 277 の項中「670 円」を「690 円」に、「710 円」を「730 円」に改め、同表の 308 の項中「1,260 円」を「1,300 円」に、「2,420 円」を「2,490 円」に、「3,690 円」を「3,790 円」に改め、同表の 309 の項中「990 円」を「1,020 円」に、「680 円」を「700 円」に改め、同表の 389 の 9 の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表の 437 の 5 の項中「19,000 円」を「20,000 円」に改め、同表の 440 の 2 の項中「第89条第 2 項」を「第89条第 3 項」に改める。

別表第 3 の 7 の 3 の項中「7,000 円」を「7,100 円」に改め、同表の 7 の 4 の項の次に次のように加える。

7 の 5 児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	2,400 円	児童福祉法第 18 条の 9 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
---	----------------	---------	-------------------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表第 1 の 178 の項、196 の 2 の項及び 196 の 3 の項の改正規定 平成 26 年 6 月 12 日
 - 別表第 1 の 440 の 2 の項の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平

成25年法律第43号)の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

富山県条例第21号

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土地の項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表建物の項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{108}{100}$ 」に改める。

(富山県収入証紙条例の一部改正)

第2条 富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の975」を「10,000分の9,743」に改める。

(富山県教育文化会館条例の一部改正)

第3条 富山県教育文化会館条例（昭和49年富山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,700円」を「11,050円」に、「32,900円」を「33,850円」に、「19,900円」を「20,500円」に、「94,000円」を「96,700円」に改める。

(富山県高岡文化ホール条例の一部改正)

第4条 富山県高岡文化ホール条例（昭和61年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「23,500円」を「24,200円」に、「8,000円」を「8,250円」に、

「12,500円」を「12,900円」に、「97,000円」を「99,800円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「30,500円」を「31,400円」に、「3,700円」を「3,850円」に、「2,600円」を「2,700円」に改める。

(富山県新川文化ホール条例の一部改正)

第5条 富山県新川文化ホール条例（平成6年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,600円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「22,500円」を「23,150円」に、「173,000円」を「177,950円」に、「39,500円」を「40,650円」に改める。

(富山県民小劇場条例の一部改正)

第6条 富山県民小劇場条例（昭和62年富山県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「13,500円」を「13,900円」に、「132,000円」を「135,800円」に改める。

(富山県利賀芸術公園条例の一部改正)

第7条 富山県利賀芸術公園条例（平成6年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「18,700円」を「19,200円」に、「16,600円」を「17,100円」に、「31,200円」を「32,100円」に、「15,600円」を「16,000円」に、「9,400円」を「9,700円」に改める。

別表の2の表中「87,000円」を「89,500円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「1,450円」を「1,500円」に、「340円」を「350円」に、「260円」を「270円」に改める。

(高志の国文学館条例の一部改正)

第8条 高志の国文学館条例（平成23年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「4,230円」を「4,350円」に、「2,820円」を「2,900円」に、「840円」を「860円」に、「560円」を「570円」に、「3,780円」を「3,890円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「750円」を「770円」に、「500円」を「510円」に、「1,350円」を「1,390円」に、「900円」を

「930円」に、「270円」を「280円」に、「180円」を「190円」に改める。

別表第1の3中「4,000円」を「4,100円」に改める。

別表第1の4の表中「13,770円」を「14,160円」に、「3,440円」を「3,540円」に、「6,840円」を「7,040円」に、「1,710円」を「1,760円」に、「4,230円」を「4,350円」に、「840円」を「860円」に、「3,780円」を「3,890円」に、「750円」を「770円」に、「1,350円」を「1,390円」に、「270円」を「280円」に、「1,620円」を「1,670円」に、「320円」を「330円」に改める。

(富山県民共生センター条例の一部改正)

第9条 富山県民共生センター条例（平成9年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「8,000円」を「8,300円」に、「31,800円」を「32,800円」に、「14,000円」を「14,400円」に、「22,100円」を「22,800円」に、「42,500円」を「43,800円」に、「21,000円」を「21,600円」に改める。

別表の2の表中「260円」を「270円」に改める。

(富山県立山山麓家族旅行村条例の一部改正)

第10条 富山県立山山麓家族旅行村条例（昭和56年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「19,010円」を「19,550円」に、「8,070円」を「8,300円」に、「11,880円」を「12,220円」に、「5,050円」を「5,190円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「570円」を「590円」に、「420円」を「430円」に改める。

(富山県総合福祉会館条例の一部改正)

第11条 富山県総合福祉会館条例（平成11年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「18,000円」を「18,300円」に、「27,000円」を「27,800円」に、「37,000円」を「37,500円」に改める。

別表第2中「1,050円」を「1,080円」に改める。

(富山県こどもみらい館条例の一部改正)

第12条 富山県こどもみらい館条例（平成 4 年富山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,400 円」を「4,500 円」に、「5,800 円」を「6,000 円」に、「10,200 円」を「10,500 円」に、「1,500 円」を「1,600 円」に、「1,200 円」を「1,300 円」に、「2,100 円」を「2,200 円」に、「2,000 円」を「2,100 円」に、「4,700 円」を「4,800 円」に改める。

（富山県心の健康センター条例の一部改正）

第13条 富山県心の健康センター条例（平成 9 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,500 円」を「1,600 円」に、「3,000 円」を「3,100 円」に、「5,000 円」を「5,100 円」に改める。

（富山県国際健康プラザ条例の一部改正）

第14条 富山県国際健康プラザ条例（平成11年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「13,000 円」を「13,400 円」に改める。

別表第 1 の 2 の表中「1,520 円」を「1,600 円」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「2,000 円」を「2,100 円」に、「1,600 円」を「1,700 円」に、「1,000 円」を「1,100 円」に、「800 円」を「900 円」に改める。

別表第 3 中「25,000 円」を「25,800 円」に改める。

（富山県立イタイイタイ病資料館条例の一部改正）

第15条 富山県立イタイイタイ病資料館条例（平成23年富山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,600 円」を「9,900 円」に、「3,600 円」を「3,700 円」に、「4,800 円」を「5,000 円」に、「1,200 円」を「1,300 円」に、「1,800 円」を「1,900 円」に、「2,400 円」を「2,500 円」に、「600 円」を「700 円」に改める。

（富山県工業用水道条例の一部改正）

第16条 富山県工業用水道条例（昭和46年富山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県ゴルフ練習場管理条例の一部改正)

第17条 富山県ゴルフ練習場管理条例（平成3年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「10円」を「11円」に改める。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正)

第18条 富山県営駐車場管理条例（昭和51年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県農林水産総合技術センター条例の一部改正)

第19条 富山県農林水産総合技術センター条例（平成19年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,500円」を「1,600円」に、「5,200円」を「5,400円」に、「200円以下」を「300円以下」に、「400円」を「500円」に改める。

別表の2の表中「2,300円」を「2,400円」に、「17,900円」を「16,200円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「31,400円」を「28,500円」に、「1,100円以上3,100円以下」を「1,200円以上3,100円以下」に、「1,100円以上10,000円以下」を「1,200円以上10,300円以下」に、「1,200円以上3,900円以下」を「1,400円以上2,900円以下」に、「6,200円」を「6,300円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「3,400円」を「2,200円」に、「1,100円以上10,300円以下」を「1,200円以上10,600円以下」に、「8,500円」を「8,700円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「118,500円」を「121,900円」に、「4,200円」を「4,300円」に、「1,100円以上4,500円以下」を「1,300円以上4,600円以下」に、「900円」を「1,000円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「47,900円」を「49,200円」に、「28,600円」を「29,400円」に、「11,900円」を「12,200円」に、「2,600円以上9,300円以下」を「2,800円以上9,600円以下」に、「3,500円」を「3,600円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「37,900円」を「39,000円」に、「44,400円」を「45,700円」に、「1,300円以上8,100円以下」を「2,800円以上8,300円以下」に、「4,700円」を「4,800円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「7,400円」を「7,600円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「14,700円」

を「15,100円」に、「157,000円」を「161,500円」に、「277,300円」を「285,200円」に、「59,300円」を「61,000円」に、「476,500円」を「490,100円」に改める。

(富山県花総合センター条例の一部改正)

第20条 富山県花総合センター条例（昭和62年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,830円」を「6,000円」に、「2,980円」を「3,070円」に、「3,440円」を「3,540円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「4,810円」を「4,950円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「2,870円」を「2,950円」に、「800円」を「820円」に、「2,060円」を「2,120円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「350円」を「360円」に、「2円29銭」を「2円36銭」に改める。

(富山県植物公園条例の一部改正)

第21条 富山県植物公園条例（平成5年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「600円」を「620円」に、「400円」を「410円」に、「480円」を「490円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表の2の表中「5,990円」を「6,160円」に、「3,720円」を「3,830円」に改める。

(富山県有峰森林文化村条例の一部改正)

第22条 富山県有峰森林文化村条例（平成14年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,200円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「3,200円」を「3,300円」に、「500円」を「600円」に、「400円」を「500円」に、「160円」を「170円」に、「90円」を「100円」に、「480円」を「500円」に、「320円」を「330円」に改める。

(富山県林道条例の一部改正)

第23条 富山県林道条例（昭和39年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第3条」を「第2条」に改める。

別表中「4,300 円」を「4,400 円」に、「1,800 円」を「1,900 円」に改める。
(富山県漁港管理条例の一部改正)

第24条 富山県漁港管理条例(昭和42年富山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「1,302 円」を「1,339 円20銭」に、「63円」を「64円80銭」に、「42円」を「43円20銭」に、「3 円15銭」を「3 円24銭」に、「220 円」を「226 円」に、「651 円」を「669 円」に、「21円」を「21円60銭」に改める。

別表第 1 の 2 の表中「42円」を「43円20銭」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「168 円」を「173 円」に、「180 円」を「185 円」に、「156 円」を「161 円」に改める。

別表第 2 の 2 の表の備考第 3 項中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の一部改正)

第25条 富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例(平成 12 年富山県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表の 3 の表中「168 円」を「173 円」に、「180 円」を「185 円」に、「6 円94銭」を「7 円14銭」に、「116 円」を「119 円」に、「156 円」を「161 円」に改める。

(富山県河川法施行条例の一部改正)

第26条 富山県河川法施行条例(平成11年富山県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び別表の 1(1)の表中「1.05」を「1.08」に改める。

別表の 1(2)の表中「4,230 円」を「4,350 円」に、「850 円」を「870 円」に改める。

別表の 3 の表中「168 円」を「173 円」に、「180 円」を「185 円」に、「156 円」を「161 円」に、「92円37銭」を「95円 1 銭」に、「6 円94銭」を「7 円14銭」に、「12円71銭」を「13円 7 銭」に、「9 円24銭」を「9 円50銭」に、「116 円」を「119 円」に、「2,310 円」を「2,376 円」に、「446 円」を「459 円」に、「80円85銭」を「83円16銭」に、「5,427 円」を「5,583 円」に改める。

(富山県公共海岸占用料等に関する条例の一部改正)

第27条 富山県公共海岸占用料等に関する条例（平成11年富山県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表の2の表中「168円」を「173円」に、「180円」を「185円」に、「156円」を「161円」に改める。

(富山県富山空港条例の一部改正)

第28条 富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

(富山県運河管理条例の一部改正)

第29条 富山県運河管理条例（昭和37年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「41円」を「42円」に改める。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第30条 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1(2)の表中「660円」を「680円」に改める。

別表第3の2の表中「37円80銭」を「38円88銭」に改める。

別表第3の3の表中「19円」を「20円」に改める。

別表第4中「45,000円」を「46,000円」に、「480円」を「490円」に、「240円」を「250円」に、「890円」を「920円」に、「450円」を「460円」に、「510円」を「520円」に、「260円」を「270円」に改める。

別表第5の1の表中「133,230円」を「137,040円」に、「29,680円」を「30,530円」に、「14,840円」を「15,260円」に、「260円」を「270円」に、「1.05」を「1.08」に、「159,870円」を「164,440円」に、「4,770円」を「4,910円」に、「15,350円」を「15,790円」に、「7,680円」を「7,900円」に、「4,760円」を「4,900円」に、「2,380円」を「2,450円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「3,570円」を「3,670円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,330円」を「1,370円」に、「1,000円」を「1,030円」

に、「670円」を「690円」に、「500円」を「510円」に、「330円」を「340円」に、「115,770円」を「119,080円」に、「17,920円」を「18,430円」に、「8,960円」を「9,220円」に、「3,840円」を「3,950円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「41,060円」を「42,230円」に、「10,240円」を「10,530円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「20,580円」を「21,170円」に、「6,400円」を「6,580円」に、「640円」を「660円」に、「128,640円」を「132,320円」に、「1,290円」を「1,330円」に、「480円」を「490円」に、「240円」を「250円」に、「77,180円」を「79,390円」に、「38,590円」を「39,690円」に、「320円」を「330円」に、「5,120円」を「5,270円」に、「960円」を「990円」に、「25,440円」を「26,170円」に、「96,460円」を「99,220円」に改める。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第31条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1(2)の表中「5,100円」を「5,250円」に、「1,220円」を「1,250円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第4の2の表中「37円80銭」を「38円88銭」に改める。

別表第4の3の表中「19円」を「20円」に改める。

別表第5の1の表中「3,840円」を「3,950円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「27,000円」を「27,770円」に、「6,910円」を「7,110円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「14,150円」を「14,550円」に、「4,350円」を「4,470円」に、「640円」を「660円」に、「480円」を「490円」に、「320円」を「330円」に、「1,230円」を「1,270円」に、「870円」を「890円」に、「370円」を「380円」に、「990円」を「1,020円」に、「690円」を「710円」に、「300円」を「310円」に、「380円」を「390円」に、「310円」を「320円」に、「14,920円」を「15,350円」に、「960円」を「990円」に、「7,420円」を「7,630円」に、「4,950円」を「5,090円」に、「24,470円」を「25,170円」に、「800円」を「820円」に、「530円」を「550円」に、「360円」を「370円」に、「6,360円」を「6,540円」に、「4,240円」を「4,360円」に、「2,830円」を「2,910円」に、「2,330円」

を「2,400円」に、「64,310円」を「66,150円」に、「29,840円」を「30,690円」に、「7,950円」を「8,180円」に、「3,980円」を「4,090円」に、「119,370円」を「122,780円」に、「12,720円」を「13,080円」に改める。

別表第6中「37円80銭」を「38円88銭」に、「19円」を「20円」に改める。

(富山県立近代美術館条例の一部改正)

第32条 富山県立近代美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「4,000円」を「4,100円」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

第33条 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の3中「4,000円」を「4,100円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

第34条 富山県立山博物館条例（平成3年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「1,660円」を「1,710円」に、「750円」を「770円」に、「910円」を「940円」に、「310円」を「320円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,090円」を「1,120円」に、「370円」を「380円」に改める。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第35条 富山県青少年自然の家条例（昭和49年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,260円」を「2,320円」に、「670円」を「690円」に、「340円」を「350円」に、「260円」を「270円」に改める。

(富山県立山荘条例の一部改正)

第36条 富山県立山荘条例（昭和39年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「10,290円」を「10,580円」に、「6,550円」を「6,740円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「4,030円」を「4,150円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「840円」を「860円」に、「670円」を「690円」に

改める。

別表の2の表中「21,300円」を「21,910円」に、「9,000円」を「9,260円」に、「4,500円」を「4,630円」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

第37条 富山県総合体育センター条例(昭和59年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「6,590」を「6,780」に、「2,200」を「2,260」に、「43,900」を「45,150」に、「4,390」を「4,520」に、「1,460」を「1,500」に、「29,300」を「30,140」に、「550」を「570」に、「30,710」を「31,590」に、「10,240」を「10,530」に、「9,870」を「10,150」に、「3,290」を「3,380」に、「5,580」を「5,740」に、「6,550」を「6,740」に改める。

別表第2の2の表中「260」を「270」に、「510」を「520」に、「410」を「420」に、「210」を「220」に、「640」を「660」に、「320」を「330」に、「1,020」を「1,050」に、「820」を「840」に、「380」を「390」に、「190」を「200」に、「310」を「320」に、「160」を「170」に、「470」を「480」に、「240」を「250」に、「1,280」を「1,320」に、「770」を「790」に改める。

(富山県営体育施設条例の一部改正)

第38条 富山県営体育施設条例(昭和39年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「10,320」を「10,620」に、「3,440」を「3,540」に、「15,500」を「15,940」に、「5,170」を「5,320」に、「1,150」を「1,180」に、「5,390」を「5,540」に、「3,290」を「3,380」に、「1,100」を「1,130」に、「6,580」を「6,770」に、「2,190」を「2,250」に、「19,200」を「19,750」に、「12,800」を「13,170」に、「3,060」を「3,150」に、「1,990」を「2,050」に、「6,590」を「6,780」に、「2,200」を「2,260」に、「48,800」を「50,200」に、「7,320」を「7,530」に、「2,930」を「3,010」に、「980」を「1,010」に、「24,100」を「24,790」に、「3,610」を「3,710」に、「490」を「500」に、「5,750」を「5,920」に改める。

別表第3の2の表中「320」を「330」に、「160」を「170」に、「260」を「270」に、「380」を「390」に、「190」を「200」に、「310」を「320」に、「200」を「210」に、「640」を「660」に、「510」を「520」に、「1,070」を「1,100」に、「540」を「560」に、「1,280」を「1,320」に、「850」を「870」に、「430」を「440」に、「3,200」を「3,290」に、「2,340」を「2,410」に、「1,170」を「1,200」に、「1,710」を「1,760」に、「860」を「890」に、「1,490」を「1,530」に、「750」を「770」に、「590」を「610」に、「440」を「450」に、「220」を「230」に、「600」を「620」に、「300」を「310」に、「1,060」を「1,090」に、「530」を「550」に、「820」を「840」に、「410」を「420」に、「660」を「680」に、「330」を「340」に、「470」を「480」に、「240」を「250」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第29条の規定は、同年5月1日から施行する。

(富山県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）第5条の規定により収入証紙売りさばき人が交付を受けた富山県収入証紙に係る富山県収入証紙条例第6条第1項ただし書に該当する場合の現金の還付については、第2条の規定による改正後の富山県収入証紙条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高志の国文学館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に第8条、第12条、第15条、第19条、第20条、第33条又は第34条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第8条、第12条、第15条、第19条、第20条、第33条又は第34条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に富山県営駐車場に駐車している自動車の当該駐車に係

る富山県営駐車場管理条例第 7 条の規定による普通料金の額については、第18条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 第18条の規定による改正前の富山県営駐車場管理条例第 8 条ただし書の規定により発行した回数券及び定期駐車券でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第25条から第27条まで又は第32条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る産出物採取料、土石採取料又は特別観覧料の額については、第25条から第27条まで又は第32条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県富山空港条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第28条の規定の施行の日前に富山空港の施設の使用を開始した者で同日以後も引き続き富山空港の施設を使用するものの当該使用の期間に係る富山県富山空港条例第16条第 1 項の規定による停留料の額については、第28条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 9 この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に第31条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による

改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

富山県条例第22号

富山県民文化条例の一部を改正する条例

富山県民文化条例（平成 8 年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第24条各号列記以外の部分中「又は富山県教育委員会」を削る。

第25条第 2 項中「、富山県教育委員会の意見を聴いて」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化振興課)

富山県条例第23号

富山県民会館条例の一部を改正する条例

富山県民会館条例（昭和39年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号オを削る。

別表第 1 の 1 の表中

ロビー	日額52,200円
喫茶室	月額 910,000 円
食堂	月額 1,380,000 円

を

ロビー	日額52,200円
-----	-----------

に改める。

別表第 1 の 2 の表中「3,100 円」を「3,200 円」に、「4,100 円」を「4,250 円」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(文化振興課)

富山県条例第24号

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条・第13条」を「第12条—第13条」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(富山県ふぐ処理師試験委員)

第12条の2 ふぐ処理師試験の実施に関する事務を行わせるため、富山県ふぐ処理師試験委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員の数は、6人以内とする。

3 委員は、学識経験を有する者、ふぐ処理師及び県職員のうちから知事が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第25号

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の 2 」に改める。

第1章中第10条の次に次の 1 条を加える。

（暴力団員等の排除）

第10条の 2 救護施設等の設置者（法人にあっては、その役員）及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 救護施設等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第39条に次の 1 項を加える。

2 第10条の 2 の規定は、医療保護施設について準用する。この場合において、同条第 1 項中「（法人にあっては、その役員）」とあるのは、「の役員」と読み替えるものとする。

（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の 1 条を加える。

（暴力団員等の排除）

第20条 センターの設置者（法人にあっては、その役員）及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とし

て公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 センターは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第18条 福祉ホームの設置者（法人にあっては、その役員）及び管理人（管理人の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 福祉ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次及び第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第35条 軽費老人ホームの設置者（法人にあっては、その役員）及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくな

った日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

附則第2条及び第10条中「第34条」を「第35条」に改める。

（富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第31条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 養護老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次及び第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第32条の2 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第43条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第53条中「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加える。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規

則で定める者（以下この条及び第42条の 2 において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請についての法第70条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第 9 号」を「富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年富山県条例第4号）第16条第 9 号」に改める。

第 2 章第 4 節中第42条の次に次の 1 条を加える。

（暴力団員等の排除）

第42条の 2 指定訪問介護事業者の役員及び指定訪問介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定訪問介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第47条中「する第29条」との次に「、第42条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第59条中「及び第32条から第41条まで」を「、第32条から第41条まで及び第42条の 2 」に改める。

第63条中「第41条まで」の次に「、第42条の 2 」を、「その他の設備及び備品等」との次に「、第42条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第79条及び第89条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「病歴」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第98条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「「利用者」と」の次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第113条及び第131条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第135条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「、第103条第2項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第103条第2項」に改める。

第146条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を、「病歴」との次に「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第168条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第188条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「並びに」を「及び」に、「、第108条第3項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第108条第3項」に改める。

第204条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「、第108条第3項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第108条第3項」に改める。

第237条、第248条及び第263条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第265条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「、第108条第2項」を「、第42条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第108条第2項」に改める。

第276条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及

び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第39条の 2」に改める。

第 1 条中「第 115 条の 2 第 2 項第 1 号」の次に「（法第 115 条の 11において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。第 4 条において同じ。）」を加える。

第 4 条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第39条の 2 において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請についての法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 2 章第 4 節中第39条の次に次の 1 条を加える。

（暴力団員等の排除）

第39条の 2 指定介護予防訪問介護事業者の役員及び指定介護予防訪問介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員

等であってはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第47条中「第43条第2項」と」の次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第57条中「及び第29条から第38条まで」を「、第29条から第38条まで及び第39条の2」に改める。

第63条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「その他の設備及び備品等」と」の次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第75条及び第85条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「病歴」と」の次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第94条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「利用者」と」の次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第108条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加える。

第116条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加え、「、第101条第2項」を「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第101条第2項」に改める。

第124条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を、「病歴」と」の次に「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第143条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加える。

第172条及び第182条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加え、「、第103条第3項」を「、第39条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第103条第3項」に改める。

第192条第2項中「第205条第1項」を「第205条」に改める。

第218条及び第235条中「第38条まで」の次に「、第39条の2」を加える。

第248条第2項第2号中「第252条」を「第252条第1項」に改める。

第 249 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加える。

第 254 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加え、「、第 103 条第 2 項」を「、第39条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と、第 103 条第 2 項」に改める。

第 263 条中「第38条まで」の次に「、第39条の 2」を加え、「第 243 条第 4 項」を「第 243 条第 4 号」に改める。

（富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第43条の 2」に改める。

第 1 条中「第86条第 1 項」の次に「（法第86条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 4 章中第43条の次に次の 1 条を加える。

（暴力団員等の排除）

第43条の 2 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び指定介護老人福祉施設の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第55条中「第43条まで」を「第43条の 2 まで」に改める。

（富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに

運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第4章中第42条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第42条の2 介護老人保健施設の開設者（法人にあっては、その役員）及び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第45条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第54条中「第42条まで」を「第42条の2まで」に改める。

（富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条の2」に改める。

第4章中第41条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第41条の2 指定介護療養型医療施設の開設者（法人にあっては、その役員）及び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成

23年富山県条例第4号) 第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第55条中「第41条まで」を「第41条の2まで」に改める。

(富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第1章中第21条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第21条の2 児童福祉施設の設置者(法人にあっては、その役員)及び長(長の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次項において「暴力団員等」と総称する。)であってはならない。

2 児童福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。
(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正)

第13条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例(平成18年富山県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の2号を加える。

(9) 認定こども園の設置者(法人にあっては、その役員)及び長(長の権限を代行し得る地位にある者を含む。)のうちに、暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号において「暴力団員等」と総称する。）がないこと。

- (10) 認定こども園が、その運営について、暴力団員等の支配を受けないこと。

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条中富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 1 条の改正規定、第 8 条中富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 1 条、第 192 条第 2 項及び第 248 条第 2 項第 2 号の改正規定並びに同条例第 263 条の改正規定（「第 243 条第 4 項」を「第 243 条第 4 号」に改める部分に限る。）、第 9 条中富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 1 条の改正規定並びに第 10 条中富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第 45 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（厚生企画課）

富山県条例第26号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12章 共同生活介護」を「第12章 共同生活援助」に、

「 第4節 運営に関する基準（第181条—第194条）

第13章 共同生活援助

　　第1節 基本方針（第195条）

　　第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

　　第3節 設備に関する基準（第198条）

　　第4節 運営に関する基準（第199条—第201条）

第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）」

を

「 第4節 運営に関する基準（第181条—第193条）

　　第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

　　第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条の2・第193条の3）

　　第2款 人員に関する基準（第193条の4・第193条の5）

　　第3款 設備に関する基準（第193条の6）

　　第4款 運営に関する基準（第193条の7—第193条の12）

第13章 多機能型に関する特例（第194条・第195条）」

に、「第16章」を「第14章」に、「第206条—第210条」を「第196条—第200条」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加える。

第2条第2項第2号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第3条第1項中「第13章」を「第12章」に改める。

第5条第2項中「であって常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）の次に「、第193条の2及び第193条の10第2項」を加える。

第53条第1項中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第14章」に改め、同号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第96条各号列記以外の部分中「第206条」を「第196条」に改める。

第97条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第100条第1項第2号中「指定共同生活介護事業者又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は第193条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 指定短期入所と同時に第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第177条に規定する指定共同生活援助又は第193条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係

る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第 135 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第 178 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第 193 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

第 100 条第 2 項第 2 号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第 3 項第 1 号中「指定共同生活介護事業所、第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所、第 193 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同号ア中「指定共同生活介護、第 195 条に規定する指定共同生活援助」を「指定共同生活援助、第 193 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

第 101 条中「第 7 条」を「第 52 条」に改める。

第 109 条第 2 号中「指定共同生活介護事業所又は第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は第 193 条の 4 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に、「共同生活住居（法第 34 条第 1 項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ）を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という）に改める。

第 111 条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第 114 条第 1 項中「及び第 196 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第 119 条第 3 項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第 132 条各号列記以外の部分中「第 206 条」を「第 196 条」に改める。

第 139 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第 139 条の 2 指定自立訓練（生活訓練） 事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第 141 条前段中「、第 23 条」を削り、「、第 130 条及び第 184 条」を「及び第 130 条」に改め、同条後段中「、第 23 条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 171 条において読み替えて準用する基準省令第 22 条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決

定障害者」と」及び「、第 184 条第 2 項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 171 条において読み替えて準用する基準省令第 144 条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と」を削る。

第 142 条各号列記以外の部分中「第 206 条」を「第 196 条」に改める。

第 154 条前段中「、第 23 条」を削り、「第 184 条」を「第 139 条の 2」に改め、同条後段中「、第 23 条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 22 条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第 184 条第 2 項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 144 条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と「第 139 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184 条において読み替えて準用する基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」に改める。

第 173 条第 1 項中「第 206 条」を「第 196 条」に改める。

「第 12 章 共同生活介護」を「第 12 章 共同生活援助」に改める。

第 177 条中「共同生活介護」を「共同生活援助」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「入浴、排せつ及び食事等の介護、相談」を「相談、入浴、排せつ又は食事の介護」に、「支援」を「援助」に改める。

第 178 条第 1 項各号列記以外の部分中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、同項第 1 号中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項第 2 号中「指

定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同号ア中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）」に、「第2条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号イ中「第2条第4号」を「第1条第5号」に改め、同号ウ中「第2条第5号」を「第1条第6号」に改め、同号エ中「第2条第6号」を「第1条第7号」に改め、同項第3号中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第3項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第 179 条第 1 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 2 項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改める。

第 180 条第 1 項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上とする。

第 180 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

第 180 条に次の 1 項を加える。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員を 1 人以上とすること。
- (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上とすること。

第 181 条第 1 項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改める。

第 182 条第 1 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「当該指定共同生活介護事業者」を「当該指定共同生活援助事業者」に改め、同条第 2 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、「事項を」の次に「遅滞なく」を加える。

第 183 条第 1 項及び第 2 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「当該指定共同生活介護」を「当該指定共同生活援助」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同項第 2 号中「当該指定共同生活介護事業者」を「当該指定共同生活援助事業者」に改め、同項第 5 号中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改める。

第 184 条を削る。

第 185 条の見出し中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 1 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「第 194 条において」を「第 193 条において読み替えて」に、「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 2 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同条第 3 項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 4 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、

「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条を第 184 条とする。

第 186 条各号列記以外の部分中「第 194 条」を「第 193 条」に改め、同条第 1 号中「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条を第 185 条とする。

第 187 条第 3 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条を第 186 条とする。

第 188 条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第 187 条とする。

第 189 条各号列記以外の部分中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 4 号中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条を第 188 条とする。

第 190 条第 1 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 2 項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 3 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「当該指定共同生活介護事業者」を「当該指定共同生活援助事業者」に改め、同条第 4 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同条第 5 項中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第 189 条とする。

第 191 条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第 190 条とする。

第 192 条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に改め、同条を第 191 条とする。

第 193 条中「指定共同生活介護事業者」を「指定共同生活援助事業者」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同

条を第 192 条とする。

第 194 条中「及び第 94 条」を「、第 94 条及び第 139 条の 2」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第 189 条」を「第 188 条」に、「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に、「第 194 条」を「第 193 条」に、「第 193 条第 1 項」を「第 192 条第 1 項」に改め、「協力歯科医療機関」との次に「、第 139 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と」を加え、同条を第 193 条とする。

第 12 章第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに 人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第 193 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 193 条の 12において読み替えて準用する第 60 条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第 193 条の 4 第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第 193 条の 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 193 条の 4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

ア 利用者の数が 30 以下 1 以上

イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 193 条の 5 第 179 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

(準用)

第 193 条の 6 第 180 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 193 条の 7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 193 条の 9 に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第 193 条の 8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第 193 条の 9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

- 第 193 条の 10** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。
- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第 1 項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- (勤務体制の確保)

第 193 条の 11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、

適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第 193 条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第 139 条の 2 、第 181 条から第 187 条まで及び第 190 条から第 192 条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第 183 条第 1 項」と、第24条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第 183 条第 2 項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第 2 項第 1 号中「第55条第 1 項」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第55条第 1 項」と、同項第 2 号中「第 60 条」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第67条」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第90条」と、同項第 4 号中「第75条第 2 項」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第75条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 193 条の 12 」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 193 条の 12 において準用する第 192 条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 139

条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第 186 条第 3 項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第13章を削る。

第14章中第 202 条を第 194 条とし、第 203 条を第 195 条とし、同章を第13章とする。

第15章を削る。

第 206 条中「第 210 条」を「第 200 条」に改め、第16章中同条を第 196 条とし、第 207 条から第 209 条までを 10 条ずつ繰り上げる。

第 210 条第 1 項中「第 210 条第 1 項」を「第 200 条第 1 項」に、「第 210 条第 2 項」を「第 200 条第 2 項」に、「第 210 条第 3 項及び第 5 項」を「第 200 条第 3 項及び第 5 項」に、「第 210 条第 4 項」を「第 200 条第 4 項」に、「第 210 条第 2 項から第 5 項まで」を「第 200 条第 2 項から第 5 項まで」に改め、同条第 5 項中「第 210 条第 1 項」を「第 200 条第 1 項」に改め、同条を第 200 条とする。

第16章を第14章とする。

附則第 2 条第 1 項第 1 号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第 5 条中「指定共同生活援助事業者（）」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、）」に、「第 198 条」を「第 193 条の 6 」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第 6 条の見出しを「（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例）」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定共

「同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第 7 条の見出しを「（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例）」に改め、同条第 1 項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第 187 条第 3 項及び第 194 条において準用する第 60 条」を「第 193 条において準用する第 60 条及び第 186 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第 186 条各号」を「第 193 条において準用する第 68 条」に、「第 194 条において準用する第 68 条」を「第 185 条各号」に改める。

附則第 8 条及び第 9 条を削る。

附則第 10 条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第 180 条第 6 項及び第 7 項」を「第 180 条第 7 項及び第 8 項」に、「第 198 条」を「第 193 条の 6 」に改め、同条を附則第 8 条とする。

附則第 11 条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 1 項及び第 2 項各号列記以外の部分中「第 187 条第 3 項」を「第 186 条第 3 項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第 2 条第 4 号」を「第 1 条第 5 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 6 号」に、「同条第 6 号」を「同条第 7 号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改め、同条第 3 項中「附則第 11 条第 1 項又は第 2 項」を「附則第 9 条第 1 項又は第 2 項」に改め、同条を附則第 9 条とする。

附則第 12 条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第 198 条」を「第 193 条の 6 」に、「第 180 条第 6 項」を「第 180 条第 7 項」に、「同条第 7 項第 2 号」を「同条第 8 項第 2 号」に改め、同条を附則第 10 条とし、附則第 13 条から第 16 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 2 条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についての法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員等

- (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第43条の2に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第43条の2 指定居宅介護事業者の役員及び指定居宅介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第49条中「する第36条」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第78条中「及び第39条から第41条まで」を「、第39条から第41条まで及び第43条の2」に改め、「第56条第1項」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第95条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第98条中「第84条第2項」を「第43条の2及び第84条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第110条中「第43条」を「第43条の2」に改め、「第105条第2項」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第112条中「第105条第2項」を「第43条の2及び第105条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第123条中「第43条」を「第43条の2」に改める。

第131条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第133条中「第128条第2項」を「第43条の2及び第128条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第141条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第143条中「第128条第2項」を「第43条の2及び第128条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第154条、第167条及び第172条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第176条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を、「第128条第2項」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第193条及び第193条の12中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第200条第1項中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を、「を」との次に「、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

) 」と」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第1条、第53条第1項、第97条第1号、第2号及び第4号並びに第111条第1号、第2号及び第4号の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成26年7月1日

(障害福祉課)

富山県条例第27号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第62条」に改める。

第1条中「第38条第3項」の次に「（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加え、「第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項」を「法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項」に改める。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過し

ない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号及び第62条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第5条第1項第1号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第62条 指定障害者支援施設の設置者の役員及び指定障害者支援施設の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第11条第1項第2号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第46条 障害者支援施設の設置者（法人にあっては、その役員）及び施設長（施設長の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第52条の2」に改める。

第1条中「第24条の9第2項」の次に「（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）」を加え、「第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項」を「法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項」に改める。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号及び第52条の2において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第2章第3節中第52条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第52条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者の役員及び指定福祉型障害児入所施設の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受け
てはならない。

第58条中「及び第52条」を「、第52条及び第52条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例第1条の改正規定及び第3条中富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所
施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第1条の改正規定
公布の日
- (2) 第1条中富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例第5条第1項第1号アイ a(a)の改正規定、第2条中富山県障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備
及び運営に関する基準を定める条例第11条第1項第2号アイ a(a)の改正規定及
び第3条中富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例第47条第1項の改正規定 平成26年4月1日

(障害福祉課)

富山県条例第28号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条
例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第32条の 2 療養介護事業者（法人にあっては、その役員）及び**療養介護事業所の管理者**（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 療養介護事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第39条第 1 項第 3 号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第50条及び第55条中「第32条まで」を「第32条の 2 まで」に改める。

第59条第 8 項に次のただし書きを加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第60条、第69条、第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の 2 まで」に改める。

第89条第 3 項各号列記以外の部分中「第52条第 1 項第 2 号イ及びエ、第 7 項並びに」を「第52条第 1 項第 2 号エ及び」に改める。

附則第 2 条第 1 項第 1 号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第 4 条第 2 項中「第 5 条第26項」を「第 5 条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。ただし、第39条第 1 項第 3 号ア、第59条第 8 項、第89条第 3 項各号列記以外の部分並びに附則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 条第 2 項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第29号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第55条の 2 」に、「第61条」を「第61条の 2 」に改める。

第1条中「いう。）」の次に「第21条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、」を、「第21条の 5 の 15 第 2 項第 1 号」の次に「（法第21条の 5 の 16 第 4 項において準用する場合を含む。第 4 条において同じ。）」を加える。

第2条第2項第12号中「第168条」を「指定障害福祉サービス基準条例第168条」に改める。

第4条中「法人」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第55条の 2 において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についての法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第 2 章第 4 節中第 55 条の次に次の 1 条を加える。

(暴力団員等の排除)

第55条の 2 指定児童発達支援事業者の役員及び指定児童発達支援事業所の管理者
(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。) は、暴力団員等であっては
ならない。

2 指定児童発達支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けては
ならない。

第59条中「第24条第 2 項」を「第24条第 1 項」に改め、同条に後段として次のよ
うに加える。

この場合において、第55条の 2 第 1 項中「の役員」とあるのは、「(法人にあ
っては、その役員)」と読み替えるものとする。

第60条各号列記以外の部分中「第24条第 1 項」を「第24条第 2 項」に改め、「第
6 項」の次に「並びに第55条の 2」を加える。

第61条各号列記以外の部分中「第24条第 1 項」を「第24条第 2 項」に、「第 6 項
まで」を「第 6 項並びに第55条の 2」に改める。

第 2 章第 5 節中第61条の次に次の 1 条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第61条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定
地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労
働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第63条第 1 項に
規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。) が地域におい
て児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困
難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準
第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) のうち通いサービス
(指定地域密着型サービス基準第63条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以
下同じ。) を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、
当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サ
ービス基準第63条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。
以下同じ。) を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この
節 (第59条 (第24条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項並びに第55条の 2 の規定

を準用する部分に限る。) を除く。) の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により

基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受けた障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第71条中「及び第55条」を「、第55条及び第55条の2」に改め、「第69条」との次に「、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と」を加える。

第78条中「第55条」を「第55条の2」に改め、「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第80条第1項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第81条中「第55条」を「第55条の2」に、「、第61条」を「から第61条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは、「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

第89条中「第55条」を「第55条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 目次の改正規定（「第61条」を「第61条の2」に改める部分に限る。）、第1条及び第2条第2項第12号の改正規定、第59条の改正規定（「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める部分に限る。）、第60条各号列記以外の部分の改正規定（「第24条第1項」を「第24条第2項」に改める部分に限る。）、第61条各号列記以外の部分の改正規定（「第24条第1項」を「第24条第2項」に改める部分に限る。）、第2章第5節中第61条の次に1条を加える改正規定、第78条の改正規定（「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る部分に限る。）、第80条第1項

の改正規定並びに第81条の改正規定（「、第61条」を「から第61条の2まで」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第50条第1項の改正規定 平成26年4月1日

(障害福祉課)

富山県条例第30号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(健 康 課)

富山県条例第31号

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「3,100円」を「3,200円」に、「800円」を「1,300円」に、「開放試験室の」を「製剤機械及び試験機器の」に、「原材料費及び光熱水費」を「及び原材料費」に改める。

別表の2の表中「6,100円」を「6,800円」に、「18,700円」を「19,300円」に、「2,300円」を「2,600円」に、「4,900円」を「5,100円」に、「7,800円」を

「8,000円」に、

微生物試験	1検体又は1検体につき1検査
-------	----------------

を

微生物試験	1検体
-------	-----

に、「17,400円」を「19,200円」

に、「70,900円」を「73,000円」に、「62,500円」を「64,300円」に、「64,200円」を「66,000円」に、「800円」を「900円」に、「10,600円」を「10,900円」に、「8,300円」を「8,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)

富山県条例第32号

富山県工業技術センター条例の一部を改正する条例

富山県工業技術センター条例（昭和61年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

を

500円以上8,600円以下
400円以上6,500円以下
200円以上3,600円以下
100円以上1,300円以下
500円以上4,000円以下
100円以上2,900円以下
300円以上15,900円以下
3,000円以上9,000円以下
2,700円以下

500 円以上 8,900 円以下
400 円以上 6,700 円以下
200 円以上 3,700 円以下
100 円以上 1,100 円以下
500 円以上 4,100 円以下
100 円以上 3,000 円以下
300 円以上 16,300 円以下
3,100 円以上 9,200 円以下
2,800 円以下

に改める。

400 円以上 33,200 円以下
400 円以上 34,000 円以下
100 円以上 3,900 円以下
500 円以上 4,800 円以下
1,000 円以上 25,000 円以下
400 円以上 24,200 円以下
400 円以上 2,200 円以下
400 円以上 77,600 円以下
700 円以上 15,000 円以下
700 円以上 22,300 円以下
300 円以上 7,200 円以下
400 円以上 2,000 円以下
900 円以上 4,200 円以下
1,600 円以下
4,000 円以下

を

別表の 2 の表中

400 円以上34,200円以下
400 円以上 6,100 円以下
100 円以上 4,000 円以下
500 円以上 5,000 円以下
1,100 円以上25,700円以下
400 円以上25,100円以下
500 円以上 2,200 円以下
400 円以上79,800円以下
700 円以上15,400円以下
700 円以上22,900円以下
300 円以上 7,400 円以下
400 円以上 2,100 円以下
1,000 円以上 4,500 円以下
1,700 円以下
4,100 円以下

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商企画課)

富山県条例第33号**富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例**

富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表1中「1,100円」を「900円」に、「2,300円」を「2,400円」に改める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商企画課)

富山県条例第34号**富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例**

富山県水道用水供給条例（昭和54年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「1.05」を「1.08」に改め、同条第1号中「70円」を「65円」に改め、同条第2号中「140円」を「130円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(企・水道課)

富山県条例第35号**富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次

のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「20床」を「16床」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 感染症病床 2 床

別表非紹介患者初診加算料の項中「2,100円」を「2,160円」に改め、同表特別病室利用料の項中「1,050円」を「1,400円」に、「21,000円」を「21,600円」に改め、同表医師所見料の項中「10,500円」を「10,800円」に改め、同表診断書交付手数料の項中「1,480円」を「1,520円」に、「2,920円」を「3,010円」に、「6,040円」を「6,210円」に、「1,730円」を「1,780円」に改め、同表証明書

交付手数料の項中	1,480円	を	1,520円	に、
	2,190円		2,260円	
	1,480円		1,520円	

「	その他の 証明書	1,480円以 上 2,610円 以下の範囲 内において 知事が定め る額	」

を

「	その他の 証明書	1,520円	」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(医務課)

富山県条例第36号**富山県森づくり条例の一部を改正する条例**

富山県森づくり条例（平成18年富山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 富山県水と緑の森づくり基金（第22条—第27条）」を

「第4章 富山県水と緑の森づくり会議（第22条—第24条）」に、「第5章」を
「第5章 富山県水と緑の森づくり基金（第25条—第30条）」

「第6章」に、「第28条—第31条」を「第31条—第34条」に改める。

第31条を第34条とし、第28条から第30条までを3条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第27条を第30条とし、第22条から第26条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 富山県水と緑の森づくり会議

(設置及び所掌事務)

第22条 森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための事項について調査審議するため、富山県水と緑の森づくり会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事項について調査審議し、及び知事に対して意見を述べるものとする。

- (1) 森づくりに関する県民意識の高揚及び啓発活動に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項

(組織等)

第23条 会議は、議長及び委員20人以内で組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(細則)

第24条 前条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長

が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(森林政策課)

富山県条例第37号

富山県道路占用料条例の一部を改正する条例

富山県道路占用料条例（昭和37年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「1.05」を「1.08」に改める。

第5条第1号中「国又は」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(道 路 課)

富山県条例第38号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

第1条 富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中

		つき1日ごとに	
伏木富山 港伏木地 区左岸1 号上屋	使用日数10日まで 1平方メートルに つき1日ごとに		10円50銭
	使用日数11日以上 20日まで1平方メ		17円85銭
			を

		一トルにつき 1 日 ごとに	
		使用日数21日以上 1 平方メートルに つき 1 日ごとに	24円15銭

「 つき 1 日ごとに 」 に、

「 リート造 伏木富山 港伏木地 区左岸 1 号上屋 伏木富山 1 平方メートルに
つき 1 月ごとに 1 平方メートルに 528円
742円 」 を

「 リート造 伏木富山 1 平方メートルに 742円 」 に改め、同表の

5 の 項 中 「 伏木山 富地山 区港 伏木山 富地山 区港 田新米 」 に改め、同表の

伏木山	米	陸上貯木場	年額	1 平方メートルにつき	664円
富地山	水	水面貯木場	年額	1 平方メートルにつき	148円
区	田	整 理 場	年額	1 平方メートルにつき	59円29銭
港	新	陸上貯木場	年額	1 平方メートルにつき	954円
	米				
	田				

「 伏木山 富地山 区港 伏木山 富地山 区港 田新米 」 に、

伏木山	米	水面貯木場	年額	1 平方メートルにつき	148円
富地山	水	整 理 場	年額	1 平方メートルにつき	59円29銭
区	田	陸上貯木場	年額	1 平方メートルにつき	954円
港	新				
	米				
	田				

能整 町	理 場	年額	1 平方メートルにつき	59円29銭
吉 久	整 理 場	年額	1 平方メートルにつき	59円29銭

を

吉 久	整 理 場	年額	1 平方メートルにつき	59円29銭
-----	-------	----	-------------	--------

に改める。

第 2 条 富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「19円」を、「20円」に改める。

別表第 2 中「5円83銭」を「5円99銭」に、「7円77銭」を「7円99銭」に、「3円89銭」を「4円」に、「158円」を「162円」に、「76銭」を「78銭」に、「38銭」を「39銭」に、「315円」を「324円」に、「72,450円」を「74,520円」に、「95,550円」を「98,280円」に、「119,700円」を「123,120円」に、「142,800円」を「146,880円」に、「164,850円」を「169,560円」に、「185,850円」を「191,160円」に、「203,700円」を「209,520円」に、「221,550円」を「227,880円」に、「236,250円」を「243,000円」に、「80,850円」を「83,160円」に、「107,100円」を「110,160円」に、「134,400円」を「138,240円」に、「160,650円」を「165,240円」に、「208,950円」を「214,920円」に、「228,900円」を「235,440円」に、「248,850円」を「255,960円」に、「264,600円」を「272,160円」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「22,490円」を「23,130円」に、「18,375円」を「18,900円」に、「54,340円」を「55,890円」に、「35,090円」を「36,090円」に、「12,600円」を「12,960円」に改め、同表の 2 の項中「12円70銭」を「13円7銭」に、「21円59銭」を「22円22銭」に、「29円21銭」を「30円5銭」に、「14円76銭」を「15円18銭」に、「25円10銭」を「25円82銭」に、「33円95銭」を「34円93銭」に、「5円25銭」を「5円40銭」に、「8円40銭」を「8円64銭」に、「11円55銭」を「11円88銭」に、「2円10銭」を「2円16銭」に、「4円20銭」を「4円32銭」に、「508円」を「523円」に、「742円」を「764円」に、

「252 円」を「259 円」に、「147 円」を「151 円」に改め、同表の 3 の項中「13円27銭」を「13円65銭」に改め、同表の 4 の項中「23円87銭」を「24円56銭」に、「47円74銭」を「49円11銭」に、「7円96銭」を「8円20銭」に、「15円92銭」を「16円38銭」に改め、同表の 5 の項中「148 円」を「152 円」に、「59円29銭」を「60円99銭」に、「954 円」を「982 円」に、「1,085 円」を「1,117 円」に、「83円25銭」を「85円63銭」に、「169 円」を「174 円」に、「1,098 円」を「1,130 円」に改め、同表の 6 の項中「735 円」を「756 円」に改め、同表の 7 の項中「29,500円」を「30,340円」に、「11,300円」を「11,620円」に改める。

別表第 4 中「10,400円」を「10,700円」に、「11,440円」を「11,770円」に、「12,480円」を「12,840円」に、「13,520円」を「13,910円」に、「14,560円」を「14,980円」に改める。

別表第 5 の港湾施設占用料（伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係るものに限る。）の項中

仮設工作物	日額	1 平方メートルにつき	36 円	を
-------	----	-------------	------	---

仮設工作物	日額	1 平方メートルにつき	36 円（占用の期間が 1 月に満たない場合にあつては、38円88銭）	に改め、
-------	----	-------------	-------------------------------------	------

同表備考第 3 項第 3 号中「に10円」の次に「（伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係る占用料の金額にあつては、1 円）」を加え、「、又はその金額が10円未満であるとき」及び「又はその全額」を削る。

別表第 6 の 2 の表中「168 円」を「173 円」に、「180 円」を「186 円」に、「156 円」を「161 円」に改める。

別表第 7 中「12銭」を「20銭」に、「1円31銭」を「1円35銭」に改める。

別表第10中「1,760 円」を「1,810 円」に、「760 円」を「780 円」に、「1,010 円」を「1,040 円」に、「280 円」を「290 円」に、「2,340 円」を「2,410 円」に、「14,500円」を「14,910円」に、「15,950円」を「16,410円」

に、「17,400円」を「17,900円」に、「18,850円」を「19,390円」に、「20,300円」を「20,880円」に、「12,090円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,680円」に、「15,710円」を「16,160円」に、「16,920円」を「17,400円」に、「126,000円」を「129,600円」に、「3,300円」を「3,390円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,740円」を「1,790円」に、「1,920円」を「1,980円」に、「2,090円」を「2,150円」に、「2,270円」を「2,330円」に、「2,440円」を「2,510円」に、「500円」を「520円」に、「5円83銭」を「5円99銭」に、「7円77銭」を「7円99銭」に、「3円89銭」を「4円」に、「158円」を「162円」に、「55,800円」を「57,390円」に、「13円27銭」を「13円65銭」に、「45円67銭」を「46円98銭」に、「91円34銭」を「93円96銭」に、「980円」を「1,010円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現に知事の許可を受けて岸壁、桟橋（富山県岩瀬プレジャーボート係留場の桟橋を除く。）、泊地又は物揚場を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(港湾課)

富山県条例第39号

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ア(イ)中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(建築住宅課)

富山県条例第40号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,823人」を「5,793人」に、「27人」を「29人」に、「58人」を「56人」に、「292人」を「289人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第41号

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年富山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の専攻科」を削り、「授業料」の次に「又は受講料」を加える。

第3条の表以外の部分中「授業料」の次に「、受講料」を加え、同条の表中

授業料	月額 9,900円
-----	-----------

を

授業料	全日制の課程		月額 9,900円
	定時制の課程	単位制による課程以外のもの	月額 2,700円
	単位制による 課程	履修期間 6月 の科目	1単位につき 月額 270円

		履修期間 1 年 の科目	1 単位につき 月額 135 円
	専攻科		月額 9,900 円
受講料	通信制の課程		1 単位につき 300 円

に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

次の各号に掲げる月分の授業料及び舍費は、当該各号に定める期限までに、3箇月分ずつ、併せて徴収する。ただし、休学、転学、退学又は卒業をする者に係る授業料及び舍費は、当該休学、転学、退学又は卒業の日までにこれを徴収する。

- (1) 4 月、5 月及び 6 月 7 月 10 日
- (2) 7 月、8 月及び 9 月 10 月 10 日
- (3) 10 月、11 月及び 12 月 12 月 10 日
- (4) 1 月、2 月及び 3 月 2 月 10 日

第 4 条第 2 項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第 3 項中「科目履修料は、」を「受講料は受講の始めに、科目履修料は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定時制の課程に在籍し、通信制の課程を併修する者からは、受講料を徴収しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

(教・県立学校課)

富山県条例第42号

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年富山県条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都市計画課）